○観光庁告示第一号

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第五号の規定及び外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第十四条第二項の規定に基づき、通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示（平成十八年国土交通省告示第七百三十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十一日

観光庁長官　久保　成人

通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示及び地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を改正する告示

第一条　通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき観光庁長官が定める者を定める告示の一部を次のように改正する。

一を次のように改める。

一　外国語（英語に限る。）次に掲げる者

イ　公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した者

ロ　Educational Testing Serviceが制作するＴＯＥＩＣテストの公開テストについて八百四十点以上、ＴＯＥＩＣスピーキングテストの公開テストについて百五十点以上又はＴＯＥＩＣライティングテストの公開テストについて百六十点以上を得た者

第二条　地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を次のように改正する。

３八を次のように改める。

八　次に掲げる受験者については、外国語筆記試験（英語に限る。）を免除することができる。

㈠　公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した者

㈡　Educational Testing Serviceが制作するＴＯＥＩＣテストの公開テストについて八百四十点以上、ＴＯＥＩＣスピーキングテストの公開テストについて百五十点以上又はＴＯＥＩＣライティングテストの公開テストについて百六十点以上を得た者

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○環境省告示第九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十一日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　ユナイテッド計画株式会社

ロ　住所　秋田県潟上市昭和豊川槻木字槻十三番地の一

ハ　代表者の氏名　代表取締役　平野　久貴

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

秋田県秋田市向浜一丁目一番四十二及び百五十九

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(6)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(7)　(1)から(6)までに掲げるもの以外のものであって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量がポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

五　申請年月日

平成二十五年十二月二十七日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、秋田県生活環境部環境整備課並びに秋田市環境部廃棄物対策課

○四国地方整備局告示第八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月二十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

一　登録番号

四国地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益社団法人　高知県建設技術公社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	－
変更後	山本　俊成

(2)　変更年月日

平成二十五年九月四日

○四国地方整備局告示第九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月二十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

一　登録番号

四国地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　とくしま建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	善相原浩司
変更後	堤　恒敏

(2)　変更年月日

平成二十五年九月二十六日